

○雲南市建築物省エネ法関係認定実施要綱

平成28年3月25日

告示第143号

改正 平成29年3月27日告示第86号

平成31年3月22日告示第160号

令和2年3月23日告示第136号

令和3年3月23日告示第121号

令和5年3月16日告示第348号

(趣旨)

第1条 この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定の事務に関し、法及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、法の定めにあるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 誘導基準 法第35条第1項各号に掲げる基準をいう。
- (2) 省エネ基準 法第2条第1項第3号に掲げる基準をいう。
- (3) 登録省エネ判定機関 法第15条第1項に規定される登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。
- (4) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。
- (5) 住宅性能評価 住宅品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価をいう。
- (6) 住宅型式性能認定 住宅品確法第31条第1項に規定する住宅型式性能認定をいう。
- (7) 住宅型式性能認定書 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書をいう。

(事前審査)

第3条 法第34条第1項（第35条第2項において準用する場合を含む。）による建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「計画」という。）の認定又は法第36条第1項による計画の変更の認定（以下「計画認定」という。）

又は法第41条第1項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定（以下「基準適合認定」という。）の申請をしようとする者は、当該申請を行う前に、認定を受けようとする計画又は建築物が、それぞれ誘導基準又は省エネ基準に適合していることについて、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める機関の技術的審査を受けることができる。

- (1) 住宅の用途に供する部分（以下「住宅部分」という。）の認定を受ける場合 登録住宅性能評価機関
- (2) 住宅部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。）の認定を受ける場合 登録省エネ判定機関
- (3) 住宅部分かつ非住宅部分を有する建築物の部分の認定を受ける場合 登録住宅性能評価機関かつ登録省エネ判定機関の登録を受けている審査機関  
(市長が必要と認める図書等)

第4条 省令第23条第1項又は省令第30条第1項の規定により市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 計画認定を受けようとする場合
  - ア 前条の規定により、登録住宅性能評価機関又は登録省エネ判定機関の技術的審査を受けた場合は、それぞれの機関が交付する誘導基準に適合することを証する書類の写し
  - イ 住宅性能評価を受けた場合は、住宅品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級5及び一次エネルギー消費量等級6に適合している場合に限る。）の写し
  - ウ 住宅型式性能認定を受けた場合は、住宅型式性能認定書の写し
  - エ 型式住宅部分等製造者認証を受けた場合は、型式住宅部分等製造者認証書の写し
- (2) 基準適合認定を受けようとする場合
  - ア 前条の規定により、登録住宅性能評価機関又は登録省エネ判定機関の技術的審査を受けた場合は、それぞれの機関が交付する省エネ基準に適合することを証する書類の写し
  - イ 法第12条第1項に規定する適合性判定を受けた場合は、同条第6項に規定する適合性判定通知書の写し及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）の写し
  - ウ 法第34条に基づく計画認定を受けた場合は、省令第25条第2項の通知書の写し及び検査済証の写し

エ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項に基づく認定を受けた場合は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書の写し及び検査済証の写し

オ 住宅性能評価を受けた場合は、住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5に適合している場合（法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、日本住宅性能標準基準に基づく一次エネルギー消費量等級3、等級4又は等級5に適合していること。）に限る。）の写し

カ 住宅型式性能認定を受けた場合は、住宅型式性能認定書の写し

キ 型式住宅部分等製造者認証を受けた場合は、型式住宅部分等製造者認証書の写し

（市長が不要と認める図書）

第5条 省令第23条第3項又は省令第30条第3項の規定により市長が不要と認める図書は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 前条第1号ア、イ又は同条第2号アからオまでのいずれかに掲げる図書の写しを添えた場合は、外皮及び一次エネルギー消費量に関する各種計算書

(2) 前条第1号ウ、エ又は同条第2号カ、キのいずれかに掲げる図書の写しを添えた場合は、それぞれ添付した図書に記載された住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

（計画の通知）

第6条 法第35条第2項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築主事への通知は、計画通知書（様式第1号）に建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書の正本及び副本を添えて行うものとする。

2 建築主事は、前項の通知に係る計画が法第35条第4項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定により準用する建築基準法第18条第3項により建築基準関係規定に適合することを認めるときは、前項の確認の申請書の副本を添えて、確認済証を市長に交付するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 計画認定を受けようとする申請者が、市長の認定を受ける前に、当該申請を取り下げるときは、取下げ届（様式第2号）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

（取りやめる旨の申出）

第8条 計画認定を受けた者（以下「認定建築主」という。）が、当該認定を受けた計画（変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等（以下「省エネ建築物の新築等」という。）を取りやめようとするときは、取りやめる旨の申出書（様式第3号）の正本及び副本に、認定通知書及び認定申請書の副本並びにその添付図書を添えて市長に提出しなければならない。

（認定しない旨の通知）

第9条 市長は、認定の申請に係る計画又は建築物が認定基準に適合しないことを認めたときは、認定しない旨の通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（工事完了等の報告）

第10条 認定建築主は、認定計画に基づく省エネ建築物の新築等の工事を完了したときは、工事を完了した旨の報告書（様式第5号）により認定計画に従って工事が行われた旨を市長に報告しなければならない。

2 法第37条又は法第43条の規定により市長から認定計画に基づく省エネ建築物の新築等又は基準適合認定建築物の状況について報告を求められた建築主は、状況報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（改善命令）

第11条 市長は、法第38条の規定により改善の命令をするときは、改善命令書（様式第7号）により行うものとする。

（認定の取消し）

第12条 市長は、第8条の規定による申出があったときは、当該認定を取り消し、その旨を建築主に認定取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

2 市長は、法第39条又は法第42条の規定により認定を取り消すときは、認定取消通知書（様式第9号）により行うものとする。

（手数料の減額ができる図書）

第13条 雲南市手数料徴収条例（平成16年雲南市条例第68号）別表第7第7項ア（ア）c、第10項ア（ア）及び同項ア（ウ）における市長が定めるその他の図書は、第4条第1号ア、イ及び第2号アからオまでに掲げる図書とする。

（設計変更）

第14条 認定建築主は、当該認定計画の変更（法第36条第1項の規定により計画の変更の認定の申請を要するものを除く。）をしようとするときは、設計変更届（様式第10号）の正本及び副本各1通に、当該変更に係る必要な図書を添えて市長に提出しなければならない。

(認定の証明)

第15条 認定建築主は、計画認定を受けた旨の証明が必要なときは、証明願(様式第11号)を提出し、証明を受けることができる。

2 基準適合認定を受けた者は、基準適合認定を受けた旨の証明が必要なときは、証明願(様式第12号)を提出し、証明を受けることができる。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月27日告示第86号)

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第1号	登録住宅性能評価機関	登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第6条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項の登録建築物調査機関(以下「登録建築物調査機関」という。)
第3条第2号	登録省エネ判定機関	登録省エネ判定機関又は登録建築物調査機関
第3条第3号	審査機関	審査機関又は登録建築物調査機関
第4条第1号ア及び第2号ア	又は登録省エネ判定機関	、登録省エネ判定機関又は登録建築物調査機関

附 則(平成31年3月22日告示第160号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月23日告示第136号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月23日告示第121号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月16日告示第348号）  
この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

計画通知書

第 号  
年 月 日

建築主事 様

雲南市長 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定による申出がありましたので、同法同条第3項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、当該計画を通知します。

記

- 1 認定申請受付番号
- 2 認定申請受付年月日
- 3 認定申請者の住所及び氏名
- 4 通知に係る建築物の位置

受付欄	決裁欄	通知番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

様式第2号（第7条関係）

取下げ届

年 月 日

雲南市長 様

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称

下記の計画の認定の申請を取り下げたいので、雲南市建築物省エネ法関係認定  
実施要綱第7条の規定により届け出ます。

記

- 1 申請年月日
- 2 確認の特例  
法第35条第2項の規定による申出の有無 有 無
- 3 申請に係る建築物の位置

※受付欄	※処理欄	※備考

(注意)

- 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載して下さい。
- 2 ※印のある欄は記入しないでください。



様式第3号（第8条関係）

取りやめる旨の申出書

年 月 日

雲南市長 様

認定建築主の住所又は  
主たる事務所の所在地  
認定建築主の氏名又は名称

下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく省エネ建築物の新築等を取りやめたいので、雲南市建築物省エネ法関係認定実施要綱第8条の規定により申し出ます。

記

- 1 認定番号
- 2 認定年月日
- 3 確認の特例  
法第35条第2項の規定による申出の有無 有 無
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 認定建築主の氏名

※受付欄	※処理欄	※備考

(注意)

- 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載して下さい。
- 2 ※印のある欄は記入しないでください。

様式第4号（第9条関係）

認定しない旨の通知書

第 号  
年 月 日

申請者 様

雲南市長 印

下記の計画又は建築物の認定の申請については、雲南市建築物省エネ法関係認定実施要綱第9条の規定による認定をしないこととしましたので、通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、雲南市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、雲南市（訴訟において雲南市を代表する者は雲南市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

- 1 申請年月日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 理由

様式第5号（第10条関係）

工事を完了した旨の報告書

年 月 日

雲南市長 様

認定建築主の住所又は  
主たる事務所の所在地  
認定建築主の氏名又は名称

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく省エネ建築物の新築等の工事が完了したので、雲南市建築物省エネ法関係認定実施要綱第10条の規定により報告します。

記

- 1 認定番号
- 2 認定年月日
- 3 確認の特例  
法第35条第2項の規定による申出の有無 有 無
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 認定建築主の氏名
- 6 計画に従って建築物の新築等の工事が行われたことを確認した建築士  
( 級) 建築士 ( ) 登録第 号  
住所  
氏名 印  
( 級) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
名称  
所在地

※受付欄	※処理欄	※備考

(注意)

- 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載して下さい。
- 2 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認申請が必要な場合は、検査済証の写しを添付してください。
- 3 建築士法（昭和25年法律第202号）第20条第3項に規定する工事監理報告書の写し等の認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って工事が行われた旨を確認した書類を添付してください。
- 4 ※印のある欄は記入しないでください。

様式第6号（第10条関係）

状況報告書

年 月 日

雲南市長 様

認定建築主の住所又は  
主たる事務所の所在地  
認定建築主の氏名又は名称

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく省エネ建築物の新築等又は  
基準適合認定建築物の状況について雲南市建築物省エネ法関係認定実施要綱第  
10条の規定により報告します。

記

- 1 認定番号
- 2 認定年月日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築主の氏名
- 5 省エネ建築物の新築等又は基準適合認定建築物の状況

※受付欄	※処理欄	※備考

(注意)

- 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載して下さい。
- 2 ※印のある欄は記入しないでください。

様式第7号（第11条関係）

改善命令書

第 号  
年 月 日

認定建築主 様

雲南市長 印

下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく省エネ建築物の新築等について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第38条の規定により改善に必要な措置をとることを命じます。

なお、この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、雲南市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、雲南市（訴訟において雲南市を代表する者は雲南市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

- 1 認定番号
- 2 認定年月日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築主の氏名
- 5 措置の内容
- 6 改善の期限

様式第8号（第12条関係）

認定取消通知書

第 号  
年 月 日

認定建築主 様

雲南市長 印

雲南市建築物省エネ法関係認定実施要綱第8条の規定により申し出のあった下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画又は基準適合認定建築物については、当該認定を取り消しましたので、通知します。

記

- 1 認定番号
- 2 認定年月日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築主の氏名
- 5 認定建築主の住所
- 6 (※) 確認番号  
確認年月日  
建築主事の氏名

(※)は法第35条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により市長が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

様式第9号（第12条関係）

認定取消通知書

第 号  
年 月 日

認定建築主 様

雲南市長

印

下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画又は基準適合認定建築物については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第39条又は同法第42条の規定により、当該認定を取り消しましたので、通知します。（これにより、認定は認定当初から無効となります。）

なお、この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、雲南市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、雲南市（訴訟において雲南市を代表する者は雲南市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

- 1 認定番号
- 2 認定年月日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築主の氏名
- 5 認定建築主の住所
- 6（※） 確認番号  
確認年月日  
建築主事の氏名
- 7 理由

（※）は法第35条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により市長が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

様式第10号（第14条関係）

設計変更届

年 月 日

雲南市長 様

認定建築主の住所又は  
主たる事務所の所在地  
認定建築主の氏名又は名称

認定建築物エネルギー消費性能向上計画について、計画の変更をしたいので、雲南市建築物省エネ法関係認定実施要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 認定番号  
第 号
- 2 認定年月日  
年 月 日
- 3 届出に係る住宅の位置
- 4 変更の概要  
(旧)

(新)

※受付欄	※処理欄	※備考

(注意) 1 ※印欄は記入しないでください。

2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。



様式第11号（第15条関係）

証 明 願

年 月 日

雲南市長 様

申請者 住所  
氏名

雲南市建築物省エネ法関係認定実施要綱第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画について、認定済みであることを証明願います。

記

- 認定申請者氏名
- 認定の申請年月日 年 月 日
- 認定申請者の住所
- 認定に係る建築物の位置
- 認定番号 第 号
- 認定年月日 年 月 日
- 確認の特例の有無（法第35条第2項に基づく申し出）  
有 無 （確認年月日・確認番号）

-----  
上記のとおり相違ないことを証明する。

第 号  
年 月 日

雲南市長 印

様式第12号（第15条関係）

証 明 願

年 月 日

雲南市長 様

申請者 住所  
氏名

雲南市建築物省エネ法関係認定実施要綱第15条第2項の規定に基づき、下記のとおり建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定について、認定済みであることを証明願います。

記

- 認定申請者氏名
- 認定の申請年月日 年 月 日
- 認定申請者の住所
- 認定に係る建築物の位置
- 認定番号 第 号
- 認定年月日 年 月 日

-----  
上記のとおり相違ないことを証明する。

第 号  
年 月 日

雲南市長 印

様式第1号 (第6条関係)  
様式第2号 (第7条関係)  
様式第3号 (第8条関係)  
様式第4号 (第9条関係)  
様式第5号 (第10条関係)  
様式第6号 (第10条関係)  
様式第7号 (第11条関係)  
様式第8号 (第12条関係)  
様式第9号 (第12条関係)  
様式第10号 (第14条関係)  
様式第11号 (第15条関係)  
様式第12号 (第15条関係)